

## 技術士倫理 第10回 第10章 コンプライアンスと規制行政

教科書：技術者の倫理入門(第五版)  
杉本泰治、高城重厚 著

富山県立大学 工学部  
非常勤講師 竹内勝信

1

### 第3回レポートの集計結果

| 同様に引き下がる | 仲根化成に連絡 | もう一度松江課長を説得 | その他 | 合計   |
|----------|---------|-------------|-----|------|
| 0人       | 36人     | 4人          | 2人  | 42人  |
| 0%       | 86%     | 9%          | 5%  | 100% |

その他

- ・事実確認をしてから、
- ・少し待ってもう一度検査をしてから、知らせるかどうか対応する。

⇒⇒科学的、法的、倫理的に検討する

技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 2

2

### 第3回レポートの検討

- **科学技術的**  
福島石油化学では基準以下だが、その他？濃度が濃くて、広がると対応が非常に困難
- **法的**  
報告基準に達していない⇒報告義務なし  
基準以下で報告しても⇒問題なし
- **倫理的**  
共同研究をする間で教えないのは×  
危険性があるのに警告しないのは×  
データを勝手に社外に出すのは×  
密告すれば密告者がばれる可能性大！

技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 3

3

### 10.1 正直性・真実性・信頼性

- **正直性、真実性、信頼性**
- ・正直性、真実性、信頼性と3語を連ねるのは、正直に、真実を告げることが、信頼されることに繋がるから
- ・技術者は、正直に、真実を告げるから、信頼される
- ・**技術業の基本は、信頼にある**
- ・正直性・真実性・信頼性はコンプライアンスの前提
- ・嘘をついたり、真実を隠したり、信頼を損なうこと⇒企業自体に不利益をもたらす  
企業をとりまくだれも幸せにしない
- ・本章では、コンプライアンスの中でも、規制行政における規制側と被規制側の関係を取り上げる
- ・規制行政⇒国民生活や産業活動の規制することで⇒国を**発展・衰亡**させる、国民を**幸せ・不幸**にする

技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 4

4

### 10.2 コンプライアンス-1

コンプライアンス⇒日本では**法令順守として知られる**

- **コンプライアンス**
- ・守るべき規範がある時に、順守して行動すること
- ・あらゆる規範(下表)が対象⇒**“規範順守”が適切**

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>法</b>、成文法 憲法 条約 法令 (法律・命令、表 10.2 参照)</li> <li>判例法</li> <li>法の一般原則 (条理)</li> <li>・ <b>倫理</b></li> <li>・ <b>社会慣習</b></li> <li>・ <u>企業などの内部の定款、業務規則、就業規則など</u></li> <li>・ <u>企業などが外部と結ぶ契約</u></li> <li>・ <u>業務上のマニュアル</u></li> <li>・ <u>技術者団体の定款、規則など</u></li> </ul> |
|---|

技術者倫理 5

5

### 10.2 コンプライアンス-2

- ・ **コンプライアンスという場合の規範＝法令**
- ⇒ **コンプライアンス(法令順守)**と表記されることも
- ・ **法令＝下表に示す法律など⇒守るのは国民の義務**
- ・ **なぜ、コンプライアンスとして特別視されるのか？**
- ⇒ **規制行政を理解する必要がある**

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>法律</b> 議会の議決を経て制定される国法</li> <li>・ <b>命令</b></li> <li>イ 法律にもとづく命令 (処分の要件を定める告示を含む) :<br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>政令 (施行令ともいう) — 内閣が制定する</li> <li>内閣府令 — 内閣府長官が制定する</li> <li>省令 — 各省大臣が制定する</li> </ul> </li> <li>ロ 審査基準 (許認可等をするかどうかを、その法令の定めに従って判断するために必要とされる基準)</li> <li>ハ 処分基準 (特定の者に義務を課し、または権利を制限する不利益処分について、その法令の定めに従って判断するために必要とされる基準)</li> <li>ニ 行政指導指針 (複数の行政指導に共通してその内容となるべき事項)</li> <li>・ 地方公共団体の条例・規則</li> </ul> |
|--|

技術者倫理 6

6

### 10.3 規制行政-1

#### ■ 規制行政の原理

- ・マイカー運転⇒勝手に運転すると危険⇒規制が必要
- ・勝手に規制すると運転できない⇒道路交通法で規制

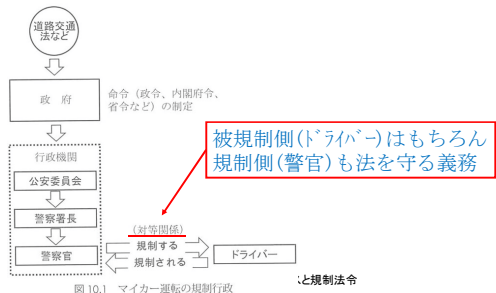


図 10.1 マイカー運転の規制行政

### 10.3 規制行政-2

#### ■ 「法律による行政」原則

- ・規制行政＝個人の権利・自由を制限して社会を統制
- ・法律を作るのは議会⇒行政は法律に従って行う
- ・法律⇒個人や企業を規制，同時に行政も規制（拘束）
- ・民主国では，行政庁と事業者は対等の関係にある



図 10.2 規制行政の当事者

### 10.3 規制行政-3

#### ■ 福島原発事故の原因究明

法律等で規制される東京電力だけに注目してもダメ

- ①法律，②政府の施策，③行政庁，④東京電力
- さらに，⑤法律を含む全体を支える社会
- について考え事故原因を究明する必要がある

#### ■ 法令

- ・法律＝必要な法の骨格，空白や不十分な所がある
- ・政令，省令＝行政機関が制定する法＝命令
- ・法律＋命令＝法令（地方公共団体の条例・規制も含む）
- ・命令⇒制定に先立ち意見公募（パブリックコメント）  
⇒行政運営の公正の確保と透明性の向上？  
⇒国民の参加を確保？

### 10.4 規制法令の公衆保護-1

#### ■ 規制法令

- ①規制目的，②担当行政庁，③行政庁の許可・認可・検査・命令，処分等の権限
- ・2001年BSE（狂牛病）⇒「食」と「農」に大きな混乱
- ・2003年食品安全基本法の制定，食品衛生法の見直し  
従来は＝事業者を規制⇒間接的に国民の健康を担保  
見直し＝法の目的に「国民の健康の保護を図る」
- ・食品衛生法に違反⇒国民の健康の保護に反する行為
- 原子炉等規制法**
- ・データの改竄，トラブル隠し  
⇒国民の生命，健康，財産の保護に反する行為
- 規制法令違反＝コンプライアンス違反⇒公衆から厳しく非難**

### 10.4 規制法令の公衆保護-2

#### ■ 社会的費用

- ・規制行政，従来＝社会統制の実を挙げる  
現在＝社会統制よりもむしろ公衆保護
- ・規制法令  
⇒公衆優先を念頭に，正直に真実に即して守られる  
＝誠実な自律＋罰則を設けて強制する他律が必要
- ・道路交通法による罰則＋交通道德・モラルの浸透  
法と倫理が相まって，安全な交通を実現している
- ・法の罰則強化だけで交通安全を実現する場合  
⇒警察官や刑務所を増やすなど費用が高くなる
- ・原子力の安全も，規制強化だけで倫理を放置すると  
⇒とても高くつく，∴規制＋倫理が重要！

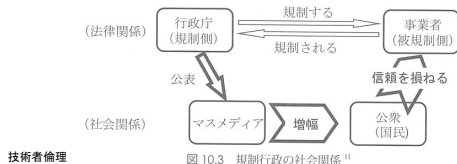
### 10.5 規制行政の社会関係-1

#### ■ 第1話 不二家消費期限切れ問題

- 2006年10～12月 消費期限切れの牛乳でシュークリームを製造
- 2007年1月 マスメディアの報道⇒公表⇒立入検査
- 2007年3月 山崎パンと資本・業務提携
- 2008年11月 山崎パンの子会社となり経営再建
- 2010年3月 5期ぶりに黒字化
- 2013年3月 8期ぶりに復配
- 官庁とマスコミが結びつき  
企業や団体を社会的に抹殺に等しい所まで追込む  
⇒コンプライアンス問題は，本当にこれで良いのか？
- ・郷原信郎弁護士（元検事）が問題提起  
「歪んだ「法令遵守」がクレマーを大量生産する」

## 10.5 規制行政の社会関係-2

- ・マスコミ・世論⇒一体となって企業を攻撃
- ・官の側⇒批判が自分たちに向かないように  
「責任回避」的な行政指導や処分を行う
- ・マスコミ・世論⇒バッシングを一層エスカレート
- ・企業⇒倒産、辞任＝スケープゴート
- ・法令順守が強調⇒白か黒かで判断⇒二分法的思考
- ・法令違反を攻撃するだけでは問題は解決しない！



技術者倫理

図 10.3 規制行政の社会関係<sup>1)</sup>

13

13

## 10.5 規制行政の社会関係-3

### ■ 規制行政とマスメディア

#### 規制行政

- ・法律上、行政庁と事業者の二者間の関係
- ・従来：企業の不祥事⇒行政指導・処分  
⇒企業が陳謝・改善して完結
- ・現代：企業の不祥事⇒行政指導・処分が公表  
⇒マスコミ報道⇒社会問題化⇒信頼を損ねる  
⇒企業が抵抗⇒バッシング⇒業績不振⇒倒産

#### マスメディア

- ・行政庁による行政指導・処分をそのまま報道？
- ・違法企業をバッシングをするだけで良いのか？  
⇒規制行政の中で、マスコミの健全な役割は何か？

技術者倫理

第10回 コンプライアンスと規制法令

14

14

## 10.5 規制行政の社会関係-4

### ■ 公衆保護の国際関係

#### コンプライアンス(法令順守)という表記の始まり

##### 第1話 東芝機械コム違反事件

- ・コム＝対共産圏輸出統制委員会、米国、日本17ヶ国
- ・1987年5月 東芝機械が大型機械をソ連向けに輸出  
通産省⇒コム違反として輸出禁止処分
- ・ソ連＝大型機械⇒潜水艦用スクリュー⇒音が小さくなる
- ・米国＝ソ連潜水艦の追跡困難⇒安全保障上の大問題
- ・1988年4月 米国⇒東芝機械に3年間の輸出禁止  
東芝に3年間の米政府との契約禁止

⇒再発防止策⇒コンプライアンスプログラム(法令順守規定)発表

⇒日本ではコンプライアンス＝法令順守として表記⇒広く認識

技術者倫理

第10回 コンプライアンスと規制法令

15

15

## 10.6 製造業のコンプライアンス-1

### ■ 第3話 三菱自動車リコール・欠陥隠し

三菱自動車、2007年リコール隠し、2004年欠陥隠し  
技術者倫理で不祥事は防げる？⇒単純ではない！

### ■ 序幕-企業コミュニティの文化(風土・体質)

倫理の関係で企業の風土や体質＝その組織の文化  
**三菱自動車**

1970年 三菱重工業から分離して発足

重工の主力事業＝電力会社や防衛庁などから

発電設備や軍需品などを受注生産

一般消費者の声を生かさうという空気が薄い

三菱自動車の収益源も、一般消費者用の自動車よりも

受注生産的な法人向けのトラック

技術者倫理

第10回 コンプライアンスと規制法令

16

16

## 10.6 製造業のコンプライアンス-2

### ■ 三菱グループ

リコール隠し＝三菱「国家財閥」の驕りとする見方

政商＝岩崎弥太郎が大久保利通や大隈重信など

政府中枢の実力者と密着して基礎を固めた

旧財閥系の企業とその社員には、日本経済は旧財閥

グループが支えているという驕りの意識がある！？

2000年リコール隠し問題で川添社長が辞めた事情

・2000年8月27日 刑事事件への発展⇒本社の自宅捜索

・三菱グループ、当初は川添統投⇒刑事事件で一転

三菱ブランドをこれ以上傷つける訳にはいかない

⇒金曜会のご世話人代表⇒川添社長に辞任を促す

三菱グループの厳しい倫理基準

三菱地所や麒麟ビールのトップ辞任にも影響

このような状況で、技術者は何ができるのか？

技術者倫理

第10回 コンプライアンスと規制法令

17

17

## 10.6 製造業のコンプライアンス-3

### ■ 第1幕-リコール隠し事件

2000年7月上旬 匿名情報⇒運輸省(当時)

特別監査でリコール隠し判明

7月26日 三菱自動車⇒運輸省にリコールを届け出

8月27日 警視庁交通捜査課⇒本社などを自宅捜索

道路運送車両法違反(虚偽報告)の疑い

1969年のリコール制度発足後、初の強制捜査

1999年11月 クレーム情報＝149件を隠し、虚偽の報告

2000年7月 クレーム情報＝計215件を不提出

1977年以降 クレーム情報を選別して秘匿＝Hマーク

・これらのことは、品質保証部が中心となって行う

グループ長⇒品質保証部長へ報告⇒会社ぐるみ？

技術者倫理

第10回 コンプライアンスと規制法令

18

18

## 10.6 製造業のコンプライアンス-4

### ■ 第2幕-2004年欠陥隠し事件

2000年 業績低迷⇒ゲームクリエイター37%出資⇒筆頭株主  
母子死傷事故

2002年1月 大型トレーラーの車輪=140kgが脱落  
⇒ベビーカー直撃, 母親死亡, 子供2人けが

2004年1月 科警研の鑑定結果=ハブの金属疲労が原因  
原因が構造欠陥なら⇒三菱自動車に責任

2004年1月末 三菱本社、担当社員の自宅⇒家宅捜索  
内部文書=技術者が整備不良は関係が少ないと結論

2004年3月 三菱自動車による過去の欠陥隠しが発覚  
原因は整備不良や過積載と主張⇒ついに非を認めた

2005年11月 ダイムラーが三菱株を売却⇒提携を解消  
技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 19

19

## 10.6 製造業のコンプライアンス-5

### ■ 法的責任の追求

母子死傷事件の刑事・民事の法的責は次のとおり

①ハブ損傷によるタイヤ脱落-業務上過失致死傷罪

市場品質部長, グループ長⇒**禁固1年6月, 執行猶予3年**

②欠陥を隠し国交省に虚偽報告-道路運送車両法違反

三菱ふそう社長, 開発部長, 執行役員⇒**罰金20万円**

③遺族による損害賠償請求の民事訴訟

運転手側⇒7000万円で和解, **三菱が一部を負担**

三菱自動車⇒和解の成立を受け, **550万円を賠償**

国⇒責任は認められなかった=**無罪**

2000年 リコール隠し発覚した段階で

⇒構造的な対策をすれば2002年事故は防げた可能性

⇒2002年の事故は, 技術者にも責任の一端がある!

技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 20

20

## 10.6 製造業のコンプライアンス-6

### ■ 終幕-三菱の再生?

三菱のトラブルを機に⇒自動車業界のリコールが急増

2003年度まで 100~200件/年

2004年 438件/年と急増

2005~2006年 約300件/年

・三菱問題⇒ばれた時のダメージの大きさを認識

・企業の危機管理戦略⇒「**隠すより表に**」が一般化

・リコールの一般化⇒三菱問題を通じて

規制行政, マスコミ, 国民による社会的効果

### その後の三菱自動車

2014年3月 16年ぶりに復配, 経営再建にメド

2016年4月 日産OEM軽自動車で, **燃費不正問題が発覚**

2016年5月 日産自動車の傘下⇒**再生なるか???**

技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 21

21

22

## 10.7 公務員の倫理-1

### ■ 倫理行動基準(国家公務員倫理規程1条)

・職務の遂行にあたっては, 公共の利益の推進を目指す, 全力を挙げてこれに取り組まなければならない

⇒行政目的を実現しようとする積極的倫理

・実際には, 懲戒処分を示す違反行為をしないという

⇒消極的倫理, 積極的倫理が欠落している

・国家公務員倫理法⇒積極的倫理のレベルが低下?

・**規制する側の公務員の倫理=きわめて重要な課題**



技術者倫理 図10.4 公務員の行為と倫理 23

23

## 10.8 第10章のまとめ

■ 流行語を追うような理解の仕方では, コンプライアンスの真の意味はわからない。

■ 規制行政が, 国民の権利・自由を制限しながら国民生活や産業を規制する仕組みは, 解明が進んでいるとはいえ, 残されている課題がある。

技術者倫理 第10回 コンプライアンスと規制法令 24

24